

IFRS 解釈指針委員会(解釈指針委員会)へのコメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRS 解釈指針委員会(解釈指針委員会)の活動に関して隔月で開催される会議資料を検討し、日本の意見を解釈指針委員会に伝えている。当委員会は、解釈指針委員会の公表する公開草案等に対して公式に書面でコメントを行うほか、国際的な会計基準の開発に貢献するため、特に重要な事項について解釈指針委員会と異なる見解を有する場合には、適宜解釈指針委員会に対して書面で我々の意見を伝えることにしている。

「有形固定資産」、「無形資産」及び「リース」—土地を使用する権利の購入に関する暫定決定に対するコメント

2012年7月26日

IFRS 解釈指針委員会 御中

我々は、IAS 第16号「有形固定資産」、IAS 第38号「無形資産」及びIAS 第17号「リース」—土地を使用する権利の購入に関するIFRS 解釈指針委員会の暫定決定に対するコメントの機会を歓迎する。この暫定決定は、2012年5月のIFRIC Updateの中で公表されているものである。

1. 我々は、基本的に、当該論点をアジェンダに追加しないというIFRS 解釈指針委員会の決定に同意する。しかしながら、我々は、委員会は、アジェンダ決定のワーディングにおいて、本論点についての委員会の見解、根拠又は分析という誤解を与えるかもしれない説明を含めるべきではないと考える。なぜならば、委員会は、本論点については、当該法域固有ということに留意し、最終的に却下したのであるから、我々は、アジェンダ決定の中において、詳細な説明が必要であるとは考えないからである。
2. 我々は、委員会が、IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックの第25項に記述されている現行のアジェンダ要件を考慮して、本論点を却下したことに着目している。特に、我々は、本論点は、第25項(a)の要件(論点は広がりがあり、実務的な関連性があること)を満たしていないと考えている。上述のように、本論点は、当該法域に固有であるため、委員会で取扱うには範囲が狭すぎるということから、要件を満たしていない。当該根拠だけでも、我々は、本論点は、アジェンダに追加されるべきではないと考える。しかし

ながら、追加として、我々は、土地のリースは、現在、審議会で検討されているリース・プロジェクトの範囲からも除外されていないことにも留意している。従って、我々は、本論点は、IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセス・ハンドブックの第 25 項(f)の要件（その論点が IASB の現在の又は計画されているプロジェクトに関係している場合には IASB の活動から期待されるよりも早く指針を提供する緊急のニーズがあること）も満たさないかもしれないと考えている。

3. 以上の結果、我々は、利害関係者による解釈の誤解及び委員会の意図しない結果を避けるために、委員会の見解と思われるようなワーディングを削除することによって、現在の暫定決定を修正することを推奨する。従って、我々は、次の付録に示すように暫定決定を修正することを提案する。

付録

IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」及び第 17 号「リース」－土地を使用する権利の購入

2012 年 1 月に、解釈指針委員会は、土地を使用する権利の購入を次のいずれとして会計処理すべきかの明確化を求める要望を受けた。

- 有形固定資産の購入
- 無形資産の購入
- 土地のリース

提出された事案では、懸念が生じている当該法域における法律及び規制は、土地に対する自由な所有権の保有を企業に認めていない。その代わりに、企業は土地に関する開発権又は建設権を購入できる。提出者によれば、当該法域では、土地の権利の会計処理について実務上の不統一がある。

解釈指針委員会は、検討した事案においては、IAS 第 17 号のリースの定義に基づいて、リースの特性を識別した。

解釈指針委員会は、減価償却目的の耐用年数は、更新期間を含むかもしれないこと及びこの評価には、判断が必要となることに留意した。解釈指針委員会は、リースは、延長及び更新で、無期限となり、従って、無期限の期間は、IAS17 に従ったリースとしての適格性から、使用する権利を妨げるものではないことにも留意した。

議論の結果、解釈指針委員会は、前述の状況にもかかわらず、特定の事案は、当該法域に固有のものであることに留意した。

従って、解釈指針委員会は、この問題を、アジェンダに取り上げない（ことを決定した）。

我々のコメントが、IFRS 解釈指針委員会の今後の審議に貢献することを期待する。

加藤 厚
企業会計基準委員会 副委員長